

# 県議会テレビ広報番組放送業務委託仕様書

## 1 委託業務名称

県議会テレビ広報番組放送業務

## 2 委託業務内容

県が制作したテレビ番組及びテレビコマーシャルの放送

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 放送内容

### (1) 放送する電波

地上波の電波

### (2) テレビ番組の概要

県議会の活動について、本会議の様子や委員会の調査などを中心に分かりやすく紹介する番組

※参考 URL 令和7年度の放送内容

<https://pref.akita.gsl-service.net/doc/2018042600049/>

### (3) テレビ番組の放送回数及び放送時期

- ・年間6回
- ・令和8年5月、7月、9月、11月、令和9年1月、3月の各下旬（原則、奇数月の最終日曜日）を予定

### (4) テレビ番組の放送時間及び時間帯等

- ・15分（正味14分）
- ・日曜日の正午から午後7時までの時間帯（年間を通じて時刻は固定）
- ・タイムランクが「特B」区分以上で、できるだけ幅広い年代が視聴できる時間帯  
(例：午後6時前後など)

### (5) テレビコマーシャルの放送時間及び放送回数等

- ・15秒
- ・番組放送の1週間以上前から当日まで、1日3回以上、早朝や深夜等に偏ることなく放送

## 5 その他

テレビ番組及びテレビコマーシャルとして放送する動画は、制作受託会社を通じて県が提供する。